

令和3年分 所得税などの確定申告 受付・相談

受付期間 2月1日(火)～3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
 受付時間 午前8時30分～午後4時
 会場 青梅税務署 (入場整理券が必要)

※入場整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することができます。
 「国税庁LINEアカウント」を「友だち追加」してください。
 ※入場整理券は、状況により早めに配布を終了する場合があります。
 ※受付期間の後半は大変混雑することが予想されます。早期提出にご協力ください。

確定申告 (所得税などの国税の申告) は電子申告や郵送などで

次の(1)～(3)のいずれかの方法での申告にご協力ください

- e-Tax (電子申告) を利用**
 スマートフォンやパソコンで、国税庁ウェブページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書などをインターネットで送信するもので、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2つの方式があります。
 e-Taxは、令和4年1月上旬からマイナンバー連携による自動入力対象やスマホ申告の対象が拡大されるなど、ますます便利になりました。
 ※ID・パスワードはお近くの税務署で取得できます。
- 郵送**
 青梅税務署へ郵送してください。
 送付先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署 宛
 ※税務署での還付申告はすでに受付が始まっています。
- 「提出用ポスト」を利用**
 申告期間中に「作成済み確定申告書」提出用ポストを市役所に設置します。
 「住所、氏名」を記載した封筒に確定申告書を入れて、投函してください。
 設置場所 市役所1階市民ホール・4階

大会議室 (申告会場)

※(2)(3)で申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と「住所、氏名」を記載した返信用封筒 (切手貼付) を同封してください。



▲確定申告について



▲e-Taxに関する動画

確定申告内容に関する問合せ

青梅税務署 (電話相談センター)
 ☎0428-22-3185 (自動音声に従って「1」を選択してください)

確定申告は所得税 (国税) の申告です

- 所得税の確定申告書の提出と納税は、3月15日(火)までです。
- 確定申告は、2月15日(火)以前でも提出できます。
- 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(木)までです。
- 所得税などの確定申告が不要でも、住民税の申告は必要な場合があります。詳しくは3ページをご覧ください。

青梅税務署 ☎0428-22-3185

◆税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士による無料申告相談を行います。相談期間などは4ページをご覧ください。

オンラインまたは電話による「事前申込」が必要です。

①オンラインによる事前申込

申込期限 2月13日(日)午後4時30分まで

※詳しくは、事前申込サイトをご覧ください。

②電話による事前申込

申込期限 2月13日(日)まで (土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後6時

事前申込専用番号 ☎0570-007690

※オペレーターに「青梅税務署」「羽村市役所の会場および相談日時」「相談者の氏名、電話番号」を伝えてください。

なお、事前申込専用番号以外での申し込みはできません。

※申告書などの提出のみの場合は、直接青梅税務署に郵送してください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185 (自動音声に従って「2」を選択)



▲無料相談事前申込サイト

◆青梅税務署からのお知らせ

●土・日曜日、祝日の受付は行いません

※2月20日(日)・27日(日)のみ、立川税務署で申告書の作成・提出を受け付けます (入場整理券が必要です)。

●2月1日(火)～3月15日(火)は、青梅税務署の駐車場は利用できません (身体障害者用車両などを除く)

河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場が、公共交通機関を利用してください。

●キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、簡単・便利・非対面のキャッシュレス納付が便利です。

①ダイレクト納付 (e-Tax から簡単な方法で口座引落し)

②振替納付 (口座引落し)

③インターネットバンキング等

④クレジットカード納付 (納付税額に応じた決済手数料がかかります)



▲キャッシュレス納付について

住民税が次のように改正されました

問合せ 課税課市民税係 ☎162

令和4年度から適用される個人住民税 (市民税・都民税) の税制改正は、次のとおりです。

住宅ローン控除の特例の延長など

住宅ローン控除の控除期間 (13年) の特例を延長します。一定の期間※に契約した、令和4年末までの入居者が対象です。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の場合には面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を5年延長します。

いわゆるスイッチOTC薬の効果の薄いものを対象から外し、とりわけ効果があると考えられる薬効 (3薬効程度) について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します。

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成などを非課税とします。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成です。

◆対象範囲の例 (国・自治体からの助成のうち以下のもの)

- ①ベビーシッターの利用料に対する助成
- ②認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③一時預かり・病児保育などの子どもを預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象となります (生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費など)

退職所得課税の適正化

退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性などに配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとします。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。